平成２２年度

２２与企財工第１１号

町営府営住宅光ケーブル等線路設備工事（その３）

要　求　仕　様　書

平成２３年１月
京都府与謝郡与謝野町

目　　次

第１章　総　則

１．目　　的　・・・・・　２
２．事業概要　・・・・・　２
３．工事期間　・・・・・　２
４．納入条件　・・・・・　２
（１）基本的条件　・・・・・　２
（２）工事に関する条件　・・・・・　３
（３）機器および材料に関する事項　・・・・・　３
（４）運用教育　・・・・・　４
（５）保障期間　・・・・・　４
（６）関係法令等　・・・・・　４
（７）特許権・著作権等の使用　・・・・・　５
（８）資料の貸与　・・・・・　５
（９）秘密保持義務　・・・・・　５
（１０）打ち合わせおよび議事録　・・・・・　５
（１１）成果品の納品および検査　・・・・・　５
（１２）引き渡し　・・・・・　６
（１３）その他　・・・・・　６
５．提出資料　・・・・・　６

第２章　工事仕様

１．共通事項　・・・・・　７
２．施工条件　・・・・・　７
３．安全管理　・・・・・　８
４．その他手続き　・・・・・　９
５．その他　・・・・・　９

第３章　工事概要

１．基本概要図　・・・・・　１０
２．施工上の留意事項　・・・・・　１１
３．機器仕様　・・・・・　１２
４．特記仕様　・・・・・　１８

第１章　総　則

１．目　的

与謝野町有線テレビ事業のサービス供給が享受できる環境を構築するため、町営府営住宅へ光ケーブル等線路整備を実施する。

２．事業概要

与謝野町では地域情報通信基盤整備推進交付金を活用して、平成２１年度、平成２２年度で与謝野町全域にＦＴＴＨによる地域情報通信基盤設備の整備を実施した。これにより、与謝野町有線テレビ事業として、地上デジタル放送（難視聴地域の解消含む)、自主番組放送、ＢＳ・ＣＳ多チャンネル放送、データ放送、ＦＭ告知放送のサービス提供および上り下り１００Mbps までの超高速インターネットサービスを提供し、地域間の情報格差を是正し、合併後の新町の一体感の醸成を図っている。

しかし、中層階の町営・府営住宅においては、与謝野町有線テレビ事業のサービス供給ができない環境のため、サービス供給が享受できる環境を構築することを目的とし、そのための配管・配線工事を住宅壁面等に実施するものである。

なお、組み合わせによる一体的な工事となることから、本工事期間中に別途発注している「与謝野町地域情報通信基盤整備センター設備工事」「与謝野町地域情報通信基盤整備線路設備工事」「与謝野町地域情報通信基盤整備工事（その２)」が円滑に施工できるよう、その請負業者と連携および調整すること。よって、町営府営住宅光ケーブル等線路設備工事要求仕様書としている。

３．工事期間

本工事の期間は、契約日の翌日から平成２３年３月２８日までとする。

４．納入条件

（１）基本的条件

①本工事の施工にあたり、請負者は与謝野町監督員（以後、監督員という）または与謝野町の指定する設計監理者（以後、設計監理者という）の指示を受け、本仕様書ならびに契約書に明示された機能・性能およびその他の条件を十分に満足させること。

②契約後、速やかに納入機器の承認願（仕様書を添付）を提出し、監督員また

は設計監理者の承認を受けて発注すること。
③請負者は、納入工程および機器等の設置・調整等について、監督員および設計監理者ならびに地域情報通信基盤整備推進交付金にて対応している請負業者（株式会社 協和エクシオ、パナソニックシステムソリューションジャパン株式会社）と十分に調整を図ること。
④請負者は、本仕様書に明記されていない事項で必要と認められる作業は、監督員および設計監理者に報告し、協議の上、請負者の責任において実施すること。
⑤本仕様の一部または全部の機材について、他社の製品を使用している場合でも、請負者が責任を持ってシステムを構築すること。
⑥請負者は施工にあたり、関係する他の業者と協力して施工を完成させること。
⑦請負者は、別途発注している「与謝野町地域情報通信基盤整備センター設備工事」「与謝野町地域情報通信基盤整備線路設備工事」「与謝野町地域情報通信基盤整備工事（その２）」の請負業者と連携および調整して施工を完成させること。
⑧請負者は、本仕様書に明記されていなくても、システムを完成させるために必要なケーブル・設置機器等を用意すること。
⑨安定稼働までの間、サポート等迅速に対応すること。
⑩引き渡しまでに生じた変更等には誠意を持って対応すること。
⑪安全パトロールを実施すること。

（２）工事に関する条件
①本工事は、契約金額の範囲内で完成させるものとする。
契約後に施工調査をした結果、機器・資材および工事費等に増加が生じ、契約金額の変更が必要な場合は、与謝野町と協議の上決定することとする。
②使用する機器および資材について、監督員および設計監理者から要求があった場合には、製造工場の立ち会い検査を実施し、合格した後に納入し施工すること。
③本事業においては、町内で既にサービス提供を実施していることから、加入者、宅内配線工事事業者、センター設備工事請負業者ならびに線路設備工事請負業者と連携を図り、各種工事に支障をきたさないように努めること。
④その他、与謝野町の定める留意事項を遵守すること。
⑤機器納入および工事で発生した廃棄物は、適正な処理を説明するマニフェストの写しを提出すること。

（３）機器および材料に関する事項
①請負者は、契約後速やかに本工事の施工調査・計画を行い、監督員および設計監理者の承認を得ること。

②本工事で導入する機器は、監督員および設計監理者の指示に従って、納入時の設定内容等の詳細情報を提出すること。
③請負者は、機器納入前に出荷検査を十分に行うこととし、検収前に使用する機器に問題が生じた場合には、請負者の責任において問題を解決すること。
④請負者は、本工事における調整およびスケジュール管理を確実に行うとともに、組み合わせによる一体的な工事のため、システムの接続および調整、システム全体の動作確認、総合試験について、別途発注している「センター設備工事」「線路設備工事」「地域情報通信基盤整備工事（その２）」の請負業者と連携および調整して施工を完成させること。
また、総合試験については宅内配線工事事業者およびセンター設備工事請負業者と連携を図り、効率良く対応実施すること。
なお、全体のシステムが正常に動作しているかの確認は、センター設備請負業者が、取り纏めを行うこととする。
⑤工期終了までに導入する各機器は、全て接続確認検査を実施すること。
実施した検査内容は、試験成績書を作成し、与謝野町に提出すること。
試験成績書には、検査場所・対象機器・接続機器・検査方法・手順を明記すること。
⑥導入は、各施設の日常業務に支障のないよう配慮して計画的に行うこと。

（４）運用教育
①請負者は、全ての機器に関するマニュアル類を備えること。
②請負者は､納入機器について､運用担当者向けのマニュアルを提供すること。
③請負者は、運用担当者に対して、システム管理者向けのトレーニングを実施すること。
④請負者は、各施設の担当者に対してマニュアルおよび説明資料を作成し、十分に取り扱い説明を行うこと。

（５）保障期間
①瑕疵担保期間は、引渡し後１年間とする。
②瑕疵担保期間中は、機器の不具合、施工不良の対応の体制を明確にし、問題発生時には現地に駆け付け、対応が可能なこと。

（６）関係法令等
本工事の実施にあたり、契約書・仕様書および下記法令・規則・規格を遵守すること。
①有線電気通信法および同法関連規則
②有線テレビジョン放送法および同法関連規則
③電気通信事業法

④電気設備技術基準
⑤消防法
⑥建築基準法および同法関連規則
⑦日本工業規格（ＪＩＳ）
⑧日本電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）
⑨米国電気電子学会（ＩＥＥＥ）
⑩個人情報保護法
⑪与謝野町諸規則
⑫その他関係法令・規則・条例・規格等

（７）特許権・著作権等の使用
①設計書類等本工事で作成されたドキュメント、データ等に関する著作権は、原則として与謝野町に帰属する。
②この仕様に定める事項に関し、特許権、その他第三者の所属する権利の対象となるものを使用する場合は、全て請負者の責任において処理すること。

（８）資料の貸与
本工事の遂行上調査すべき事項は、請負者が行うものとするが、与謝野町が所有し、工事に利用できる資料は、与謝野町から請負者に貸与する。
この場合、請負者は、借用リストを与謝野町に提出し、工事完了後、速やかに返却すること。なお、資料の複写や目的外での使用は不可とする。

（９）秘密保持義務
請負者は､本工事の遂行上知り得た秘密情報を第三者に漏らしてはならない。特に個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法に基づき、厳重に管理すること。

(10) 打ち合せおよび議事録
請負者は、工事の着手に先立ち、与謝野町と十分な打ち合わせを行うこと。
また、宅内配線工事事業者、センター設備工事請負業者ならびに線路設備工事請負業者とも十分に打ち合わせを行い、連携を図ること。打ち合わせおよび協議を実施した際は､請負者はその議事録を作成し､設計監理者の承認を得て、与謝野町に提出すること。

(11) 成果品の納品および検査
請負者は、工事完了後に成果品を納入し、与謝野町の検査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたものについては、速やかに訂正を行い、それを納品すること。

（12）引渡し

①与謝野町が行う竣工検査の合格をもって完成および引渡しとする。
ただし、「近畿総合通信局」の設置届による検査は、本工事請負業者が誠意を持って対応すること。（検査日においては近畿総合通信局の指定による）

②工事期限は、契約書に記載の工事竣工期日とする。
ただし、検査が請負者の責任以外の原因で遅れた場合は、この限りではない。

（13）その他

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項については、監督員および設計監理者と協議の上、決定することとする。

５．提出資料

請負者は、契約後監督員の指定する期日までに下記の書類を提出しなければならない。

①工事着手届
②現場代理人、主任技術者届
③実施工程表
④施工計画書
⑤保守体制表ならびに、保守対応フロー
⑥見積内訳書
⑦機器承認願仕様書
⑧打ち合わせ議事録
⑨工事日報
⑩工事写真
⑪検査・試験成績書
⑫完成図書・取扱説明書
⑬その他監督員から指示があったもの

第２章　工事仕様

本章では、工事に関する基本的事項について規定する。関連する技術情報は、監督員および設計監理者の指示に従い提出すること。

１．共通事項

（１）各工事範囲は、基本概要図を参照すること。

（２）本工事は下記工事の組み合わせによる一体的な工事である。よって、別途発注している請負業者と連絡および調整を密にして、一体的な工事を完成させること。

■配管工事（本工事）

光ケーブル等線路設備を整備するにあたり、光ケーブルを保護するための配管工事を実施する。

■配線工事（別途発注工事）

町営・府営住宅の各部屋に光ケーブルを配線し、ＯＮＵおよびＦＭ告知端末器を取り付ける。

※各機器間接続ケーブルは、名札等を取り付けることにより目視確認が可能であること。

２．施工条件

（１）施　工

施工は、設計図書に示された全ての機器が、その機能を完全に発揮するよう誠実に行い、発注仕様書、監督員および設計監理者に従って行うこと。

（２）施工の立会い

監督員および設計監理者が特に指示する場合は、監督員および設計監理者の立会いを受けること。

（３）施工確認および報告

施工を完了したときは、その施工が設計図書に定められた条件に適合することを確認すること。また、確認事項を適宜、監督員および設計監理者に文書により報告すること。

（４）施工の検査

上記により報告された場合は､監督員および設計監理者の検査を受けること。ただし､監督員および設計監理者が特に指示した場合にはこの限りではない。

（５）施工検査に伴う試験

設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合には、試験を

行うこと。試験が完了したときは、その試験結果を速やかに監督員および設計監理者に提出すること。

３．安全管理

（１）請負者は、工事に際し、建物その他に損害を与えないよう必要に応じて適切な保護を行うこと。万一、損害を与えた場合は、監督員および設計監理者に速やかに報告し、その指示に従い、速やかに復旧すること。

（２）請負者は、工事中、常に清掃に努め、危険、紛失、障害等の防止に努めること。また、必要に応じて表示、囲い、その他適切な保護設備ならびに照明などの設備を施し、人身災害の絶無を期すこと。

（３）万一、事故が発生した場合には、その大小を問わず、速やかに監督員および設計監理者に報告すること。

（４）請負者は、使用する機器、車輌等の点検整備を十分に行い、万全な状態を維持すること。また、施工に必要な安全整備は、十分に点検し、適正に使用すること。

（５）請負者は、施工に先立ち、事故発生時の緊急連絡方法を定め、緊急時における連絡および措置を迅速かつ適正に実施できるよう作業員に周知徹底すること。

（６）請負者は、安全責任者を選任し、監督員および設計監理者に必要な書類を提出した後、安全管理にあたらせること。

（７）現場の管理は、労働基準法、労働安全衛生規則、その他関係法規に従い、作業員を監督し、風紀衛生の適正保持に留意すること。

（８）作業員は、十分な知識、技能を有する熟知者とし、特に資格を必要とする作業については、有資格者が行うこと。

（９）火気使用の場合は、十分に注意を払い、消火器等の適切な設備を設けるとともに、作業終了後、十分に点検すること。

(10) 道路管理者および所轄警察署の指導に基づき、工事予告看板、道路標識版、カラーコーン等の安全標識を所定の場所に必ず設置すること。

(11) 作業中に身体および使用工具・材料等が、高圧電流部に接近することにより、感電の恐れがある場合は、保護具を使用して作業を行うこと。

(12) 工事施工にあたっては、環境保全、自然保護等に関する諸法規を遵守し、騒音・振動の防止、汚濁水・油等の工事区域外流出の防止、排気・排ガス等による汚染防止に努めること。

(13) 工事期間中は、交通の安全確保のため交通整理員を適正に配置すること。

４．その他の手続き

本工事施工にあたり生じる諸手続きは、監督員および設計監理者の指示により行い、これにかかる費用は、請負者が負担すること。

なお、その他事業実施に必要な事項は、監督員および設計監理者と打ち合わせの上、誠意をもって対応すること。

５．その他

請負者は、工事完了後、運用開始までの機器の性能保持および安全対策に必要な処置を講じること。

第３章　　工事概要

１．基本概要図

基本概要図を下記に示す

（１）配管工事基本イメージ図

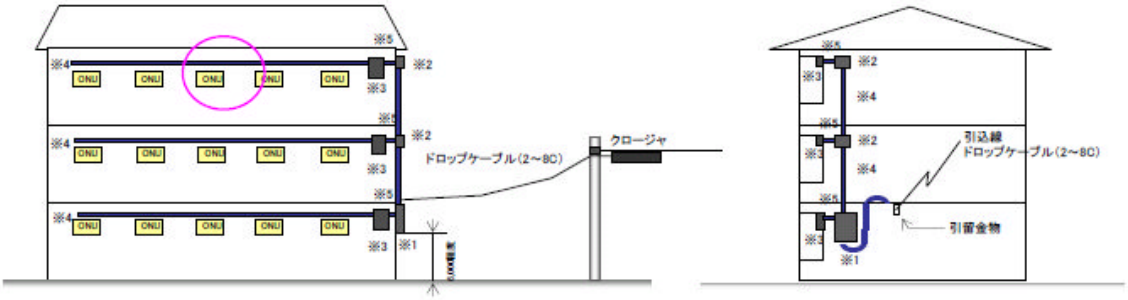

※1：光ケーブル成端箱＋成端箱収納BOX構成（ステンレス仕様／防水型）
※2：プルBOX（ステンレス仕様／防水型）
※3：光ケーブル成端箱（スプリッタ収納型）＋成端BOX構成（ステンレス仕様／防水型）
※4：厚鋼電線管
※5：合成樹脂かとう電線管

［拡大図］

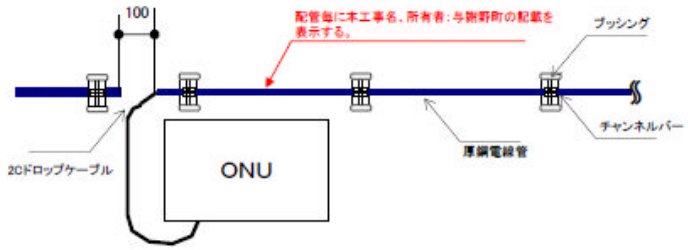

（２）配線工事基本イメージ図

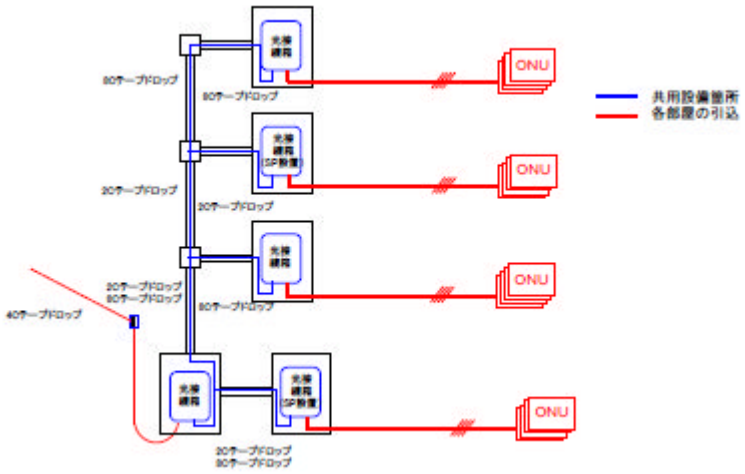

2. 施工上の留意事項

２－１．共用事項

（１）基本概要図の通り、集合住宅での工事となるため、確実に工事着工する場合は、工事日の周知徹底を図るとともに、住民の皆様に承諾をえること。

（２）資材の搬入においては、住居者に迷惑をかけない様、搬入ルート等を充分に検討し、搬入時・施工時においては、交通誘導員を配置し、安全な施工に心掛けること。

２－２．配管工事

（１）配管工事においては、施工前調査を充分に実施し、施工上問題等があるケースが発生した場合は、速やかに監督員または設計監理者に申入れ協議結果に基づき、施工を開始すること。

（２）合成樹脂かとう管での曲り箇所においては、光ケーブルの曲り半径は配線工事事業者が採用するケーブルメーカーの推奨値とするが、推奨が無い場合は、ANSI/TIA/EIA-568-B.1 規格で定められた光ケーブル外径の１０倍以上とし、各配管条数を考慮の上、施工を実施すること。
曲げ半径が規格以下の場合､光ケーブル損失が規格値以上の減衰となり、受信不良の原因となるため十分注意すること。

（３）各配管毎に本工事名、設備所有者の記載を貼付すること。

（４）横配管箇所（各部屋への引込線配管）は原則配管の支持金物は、ＳＵＳサドル留とし、共用設備箇所の配管はＣ型金物留とする。

２－３．配線工事

（１）ＯＮＵ設置においては、空調機用の穴を利用して、宅内に配線を実施することを原則として調査しているため、その位置周辺にＯＮＵが取付けられることとなるが、室外機を吊って設置している場所や据え置きしているケースがあるが、吊り対応可能な住宅においては、既存が据置であっても吊り対応可能な様にＯＮＵを設置すること。

（２）各成端箱の光ケーブルには行き先表示札を取り付けること。

３．機器仕様

３－１．配管工事仕様

①機器収納盤

項　　目	仕様
構造	水切り・防水・防塵パッキン付
材質	ステンレス（ＳＵＳ３０４）
ＩＰ規格	ＩＰ４４
取付基板	木板
板厚	１．５㎜

500×600×160 サンプル図面

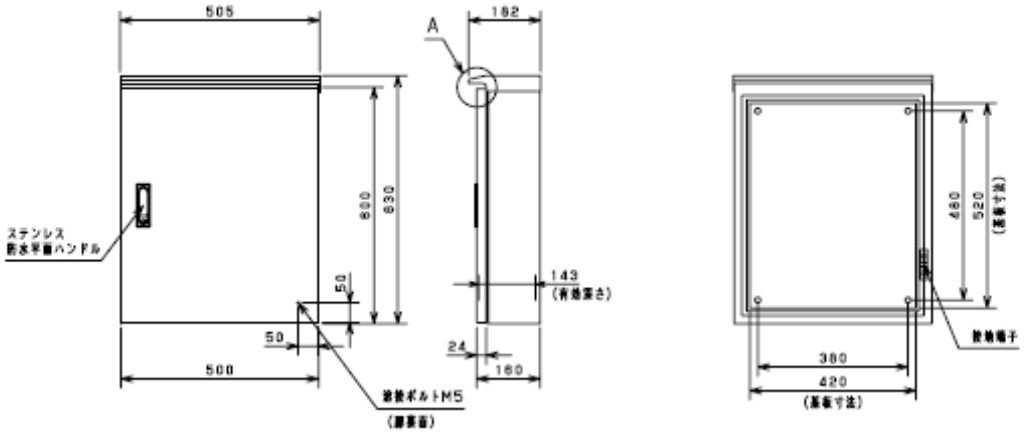

②厚鋼電線管

太さ	外径	厚さ	内径	断面積	内断面積 32%	内断面積 48%
２２	２６．５	２．３	２１．９	３７６	１２０	１８０
２８	３３．３	２．５	２８．３	６２９	２０１	３０１
３６	４１．９	２．５	３６．９	１０６９	３４２	５１３

３－２．配線工事仕様

①ＳＺ撚テープスロット型ケーブル　８Ｃ

（参考型式：**4心 EZbranchタイプ**）

項　　目	性　　能
◆光ファイバ仕様	
ファイバ種別	広帯域伝送・曲げ強化シングルモード(SM)型 石英光ファイバ
モードフィールド径	８．６±０．４μｍ
グラッド径	１２５±０．７μｍ
偏　心　量	０．８μｍ以下
クラッド非円率	２％以下
遮断波長	１．２６μｍ以下
ファイバカール半径	２ｍ以上
スクリーニングレベル	１．５％以上
許容曲げ半径	１５㎜以上
◆ケーブル仕様（４芯タイプ）	
材質（一次被覆・二次被覆）	紫外線硬化型樹脂
一次被覆（外形）	２５０±１５μｍ
二次被覆（構造）	光ファイバ素線４本をピッチ０．２５㎜で横一列に並べ一括被覆し、素線毎に容易に分離できるものとする。
二次被覆（外形）	（幅）１．１±０．１２× （厚さ）０．３＋０．０８，－０．０６５）
テンションメンバ	４～６０：１／１．６本／㎜, ６４～１００：１／２．０本／㎜, １０４～２００：１／２．３本／㎜, ２０４～３００：１／２．６本／㎜
押え巻き	吸水テープ
シース	材　料：ポリエチレン、色：黒、標準厚：１．５㎜
仕上外形	４～２４：１０．０㎜ ２８～６０：１１．０㎜ ６４～１００：１２．５㎜ １０４～２００：１６．５㎜ ２０４～３００：２１㎜
概算質量	４～２４：７５㎏ ２８～６０：８０㎏ ６４～１００：１１０㎏ １０４～２００：１７５㎏

	２０４～３００：２９０kg
伝送損失	1310nm：０．４０ｄＢ／km以下 1383nm：０．３５ｄＢ／km以下 1550nm：０．３０ｄＢ／km以下
耐水素特性	常温で水素分圧 0.01ａｔｍ雰囲気中 1240ｎｍの損失増加量が 0.03ｄＢ／km以上になったとき、上記雰囲気中から取出し１４日間放置後、光ファイバの 1383ｎｍにおける損失増加が 0.35ｄＢ/km以下であること
波長分散	＋１８ｐｓ／km／nm 以下（λ=１．５５μｍ）
零分散波長	１．３００～１．３２４μｍ
波長分散スロープ	０．０９３ｐｓ／nm２・km以下
曲げ損失	０．５ｄＢ以下（λ=１．５５μｍ、３０Φ×１０回）
許容張力	４～６０：１１７０Ｎ ６４～１００：１７６０Ｎ １０４～２００：２３５０Ｎ ２０４～３００：３０４０Ｎ　以下

②１６分岐カプラ

項　　目	性　　能
入出射ポート数	入力１、出力１６
ファイバ種	シングルモードファイバ （ＳＭ．１０／１２５；ＩＴＵ－Ｔ　Ｇ．６５２準拠）
適用波長	1310±20ｎｍ，1490±10ｎｍ，1550±20ｎｍ
挿入損失	14.3dB 以下
挿入損失均一性	1.5ｄＢ以下

③引込ケーブル

項　　目	ＦＲ－ＯＧＭＮ２ＴＧＤＥ－ＳＳＤ	
芯数	４芯	８芯
標準外径	２×６㎜	
標準質量	３０kg／km	
テンションメンバー	２本	
許容張力	６６０Ｎ	

④光成端箱（ＳＰ実装型）

項　　目	仕様
設置場所	屋内・屋外(JIS C 0920)
取付方法	壁取付型

導入口	下部導入とする
入出力形態	入力：0.25㎜素線×２本又は２芯テープ 出力：２芯テープ×１６条
通用ケーブル外径	丸ケーブル：Φ13.5㎜以下 ドロップ、インドアケーブル
サイズ	W323×H330×D64

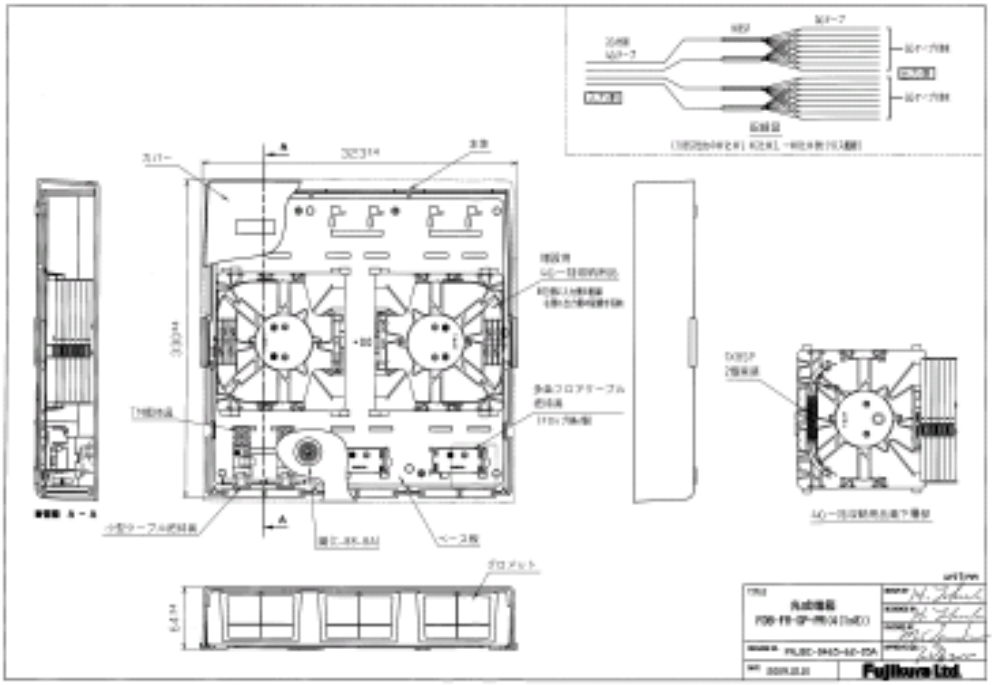

⑤光成端箱（ＳＰ実装型）

項　　目	仕様
設置場所	屋内・屋外(JIS C 0920)
取付方法	壁取付型
導入口	下部導入とする
融着収納芯数	４芯テープ：最大６４芯 ２芯テープ：最大６４芯 Φ0.250.9単芯：最大３２芯
通用ケーブル外径	丸ケーブル：Φ13.5㎜以下 ドロップ、インドアケーブル
サイズ	W323×H330×D64

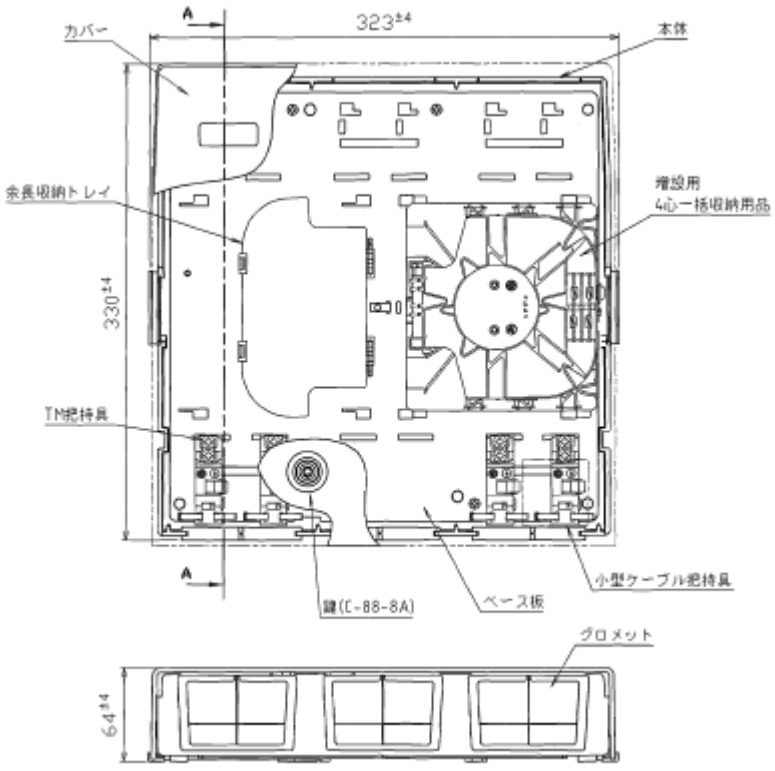

⑤光成端箱（ＳＰ実装型）

項　　目	仕様
設置場所	屋内
取付方法	壁取付型
導入口	上・下・右の３方向
主ケーブル導入数	光ファイバ：最大３章 ドロップ　：最大６条 コード　　：最大６条
分岐ケーブル導入数	ドロップ　：最大２４条 コード　　：最大１２条
サイズ	W160×H180×D38

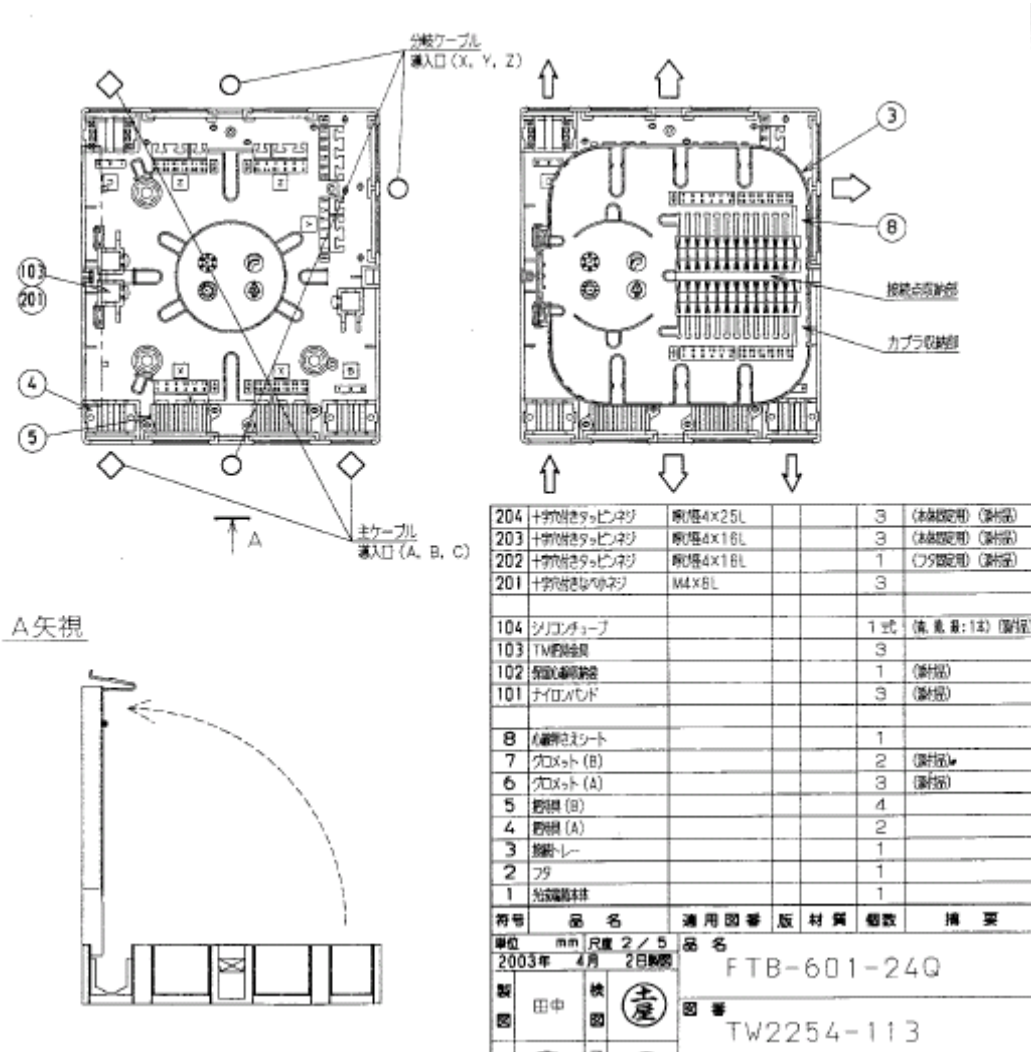

４．特記仕様

地元業者との連携

本工事は、与謝野町民サービスの向上を目的とした事業であり、施工後の保守対応を踏まえ、障害等の復旧対応等緊急に対応する必要があることから、地元業者と連携を図り、地域市場への還元効果促進に努め、緊急対応が短時間でできるように地元業者による施工対応を図ること。

【町営府営住宅光ケーブル等線路整備工事（その3） 設計内訳書】

項番					項目	仕様・参考型式	数量	単位	単価	金額	備考
Ⅰ					本体メニュー						
	1				施設・設備費						
		ア			施設・設備の設置経費（資材費等）						
				1	機器収納盤　500×500×120	SUS仕様・木板ベース	5	面			
				2	機器収納盤　500×600×120	SUS仕様・木板ベース	23	面			
				3	機器収納盤　500×600×160	SUS仕様・木板ベース	4	面			
				4	プルボックス　150×150×75	SUS仕様	18	個			
				5	厚鋼電線管　GE22		103	本			
				6	厚鋼電線管　GE28		96	本			
				7	厚鋼電線管　GE36		24	本			
				8	同上支持材・付属品		1	式			
				9	合成樹脂かとう管　22	50m巻き単位をm換算	47	m			
				10	合成樹脂かとう管　28	30m巻き単位をm換算	－	m			
				11	合成樹脂かとう管　36	30m巻き単位をm換算	－	m			
				12	同上支持材・付属品		1	式			
				13	雑材・消耗品		1	式			
					計						
		イ			施設、設備に係わる工事（附帯工事）						
				1	機器収納盤設置工事		32	面			
				2	プルボックス設置工事		18	個			
				3	厚鋼電線管配管工事	GE19～28	199	本			
				4	厚鋼電線管配管工事	GE31～39	24	本			
				5	合成樹脂かとう管配管工事	19～28	47	m			
				6	合成樹脂かとう管配管工事	31～39	－	m			
				7	同上その他工事（雑工事含む）		1	式			
				8	交通誘導員		20	人日			
					計						
					直工費　計						
Ⅱ					附帯メニュー						
	1				共通経費						
				1	共通仮設費		1	式			
				2	現場管理費		1	式			
				3	一般管理費		1	式			
					計						
					合計						
					設計価格						
					消費税相当額						
					設計価格（税込価格）						

【町営男山団地　設計内訳書】

項番					項目	仕様・参考型式	数量	単位	単価	金額	備考
Ⅰ					本体メニュー						
	1				施設・設備費						
		ア			施設・設備の設置経費（資材費等）						
				1	機器収納盤　500×500×120	SUS仕様・木板ベース	－	面			
				2	機器収納盤　500×600×120	SUS仕様・木板ベース	5	面			
				3	機器収納盤　500×600×160	SUS仕様・木板ベース	2	面			
				4	プルボックス　150×150×75	SUS仕様	5	個			
				5	厚鋼電線管　GE22		16	本			
				6	厚鋼電線管　GE28		18	本			
				7	厚鋼電線管　GE36		6	本			
				8	同上支持材・付属品		1	式			
				9	合成樹脂かとう管　22	50m巻き単位をm換算	14	m			
				10	合成樹脂かとう管　28	30m巻き単位をm換算	－	m			
				11	合成樹脂かとう管　36	30m巻き単位をm換算	－	m			
				12	同上支持材・付属品		1	式			
				13	雑材・消耗品		1	式			
					計						
		イ			施設、設備に係わる工事（附帯工事）						
				1	機器収納盤設置工事		7	面			
				2	プルボックス設置工事		5	個			
				3	厚鋼電線管配管工事	GE19～28	34	本			
				4	厚鋼電線管配管工事	GE31～39	6	本			
				5	合成樹脂かとう管配管工事	19～28	14	m			
				6	合成樹脂かとう管配管工事	31～39	－	m			
				7	同上その他工事（雑工事含む）		1	式			
				8	交通誘導員		5	人日			
					計						
					直工費　計						
Ⅱ					附帯メニュー						
	1				共通経費						
				1	共通仮設費		1	式			
				2	現場管理費		1	式			
				3	一般管理費		1	式			
					計						
					合計						
					設計価格						
					消費税相当額						
					設計価格（税込価格）						

【府営弓木団地　設計内訳書】

項番					項目	仕様・参考型式	数量	単位	単価	金額	備考
Ⅰ					本体メニュー						
	1				施設・設備費						
		ア			施設・設備の設置経費（資材費等）						
				1	機器収納盤　500×500×120	SUS仕様・木板ベース	－	面			
				2	機器収納盤　500×600×120	SUS仕様・木板ベース	3	面			
				3	機器収納盤　500×600×160	SUS仕様・木板ベース	2	面			
				4	プルボックス　150×150×75	SUS仕様	3	個			
				5	厚鋼電線管　GE22		16	本			
				6	厚鋼電線管　GE28		18	本			
				7	厚鋼電線管　GE36		18	本			
				8	同上支持材・付属品		1	式			
				9	合成樹脂かとう管　22	50m巻き単位をm換算	10	m			
				10	合成樹脂かとう管　28	30m巻き単位をm換算	－	m			
				11	合成樹脂かとう管　36	30m巻き単位をm換算	－	m			
				12	同上支持材・付属品		1	式			
				13	雑材・消耗品		1	式			
					計						
		イ			施設、設備に係わる工事（附帯工事）						
				1	機器収納盤設置工事		5	面			
				2	プルボックス設置工事		3	個			
				3	厚鋼電線管配管工事	GE19～28	34	本			
				4	厚鋼電線管配管工事	GE31～39	18	本			
				5	合成樹脂かとう管配管工事	19～28	10	m			
				6	合成樹脂かとう管配管工事	31～39	－	m			
				7	同上その他工事（雑工事含む）		1	式			
				8	交通誘導員		5	人日			
					計						
					直工費　計						
Ⅱ					附帯メニュー						
	1				共通経費						
				1	共通仮設費		1	式			
				2	現場管理費		1	式			
				3	一般管理費		1	式			
					計						
					合計						
					設計価格						
					消費税相当額						
					設計価格（税込価格）						

【府営石田団地　設計内訳書】

項番					項目	仕様・参考型式	数量	単位	単価	金額	備考
Ⅰ					本体メニュー						
	1				施設・設備費						
		ア			施設・設備の設置経費（資材費等）						
				1	機器収納盤　500×500×120	SUS仕様・木板ベース	5	面			
				2	機器収納盤　500×600×120	SUS仕様・木板ベース	15	面			
				3	機器収納盤　500×600×160	SUS仕様・木板ベース	－	面			
				4	プルボックス　150×150×75	SUS仕様	10	個			
				5	厚鋼電線管　GE22		71	本			
				6	厚鋼電線管　GE28		60	本			
				7	厚鋼電線管　GE36		－	本			
				8	同上支持材・付属品		1	式			
				9	合成樹脂かとう管　22	50m巻き単位をm換算	23	m			
				10	合成樹脂かとう管　28	30m巻き単位をm換算	－	m			
				11	合成樹脂かとう管　36	30m巻き単位をm換算	－	m			
				12	同上支持材・付属品		1	式			
				13	雑材・消耗品		1	式			
					計						
		イ			施設、設備に係わる工事（附帯工事）						
				1	機器収納盤設置工事		20	面			
				2	プルボックス設置工事		10	個			
				3	厚鋼電線管配管工事	GE19～28	131	本			
				4	厚鋼電線管配管工事	GE31～39	－	本			
				5	合成樹脂かとう管配管工事	19～28	23	m			
				6	合成樹脂かとう管配管工事	31～39	－	m			
				7	同上その他工事（雑工事含む）		1	式			
				8	交通誘導員		10	人日			
					計						
					直工費　計						
Ⅱ					附帯メニュー						
	1				共通経費						
				1	共通仮設費		1	式			
				2	現場管理費		1	式			
				3	一般管理費		1	式			
					計						
					合計						
					設計価格						
					消費税相当額						
					設計価格（税込価格）						